

議案第47号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る基山町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が増額されるため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和3年12月16日原案可決